

7農企第1398号
令和7年12月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福島市長 馬場 雄基

市町村名 (市町村コード)	福島市 (72010)
地域名 (地域内農業集落名)	水原地区 (上組・石倉・三極・中組・宮組・山際・寺方・金入道内・小南・笹平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月17日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当区域は、中山間地域等直接支払集落協定や多面的機能保全組合の活動によって、多面的機能、地域資源維持が支えられている。しかし、農業者の平均年齢75歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的な農地利用と地域の活性化を進めるためには、意見交換ができる話し合いの場を確保し、新規参入者の確保・後継者の育成、地域住民などを交えた地域全体での農地利用の仕組みづくりが喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

主な作物: 水稲、野菜類

当地区に耕作地を持つ認定農業者: 16名

団体経営体: 3経営体

多面的機能保全組合: 9組織

中山間地域等直接支払集落協定: 14組織

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、中山間地域等直接支払集落協定や多面的機能保全組合の活動によって、多面的機能、地域資源維持が支えられている。しかし、農業者の平均年齢74歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的な農地利用と地域の活性化を進めるためには、意見交換ができる話し合いの場を確保し、新規参入者の確保・後継者の育成、地域住民などを交えた地域全体での農地利用の仕組みづくりが喫緊の課題である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	289 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	279 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び地域として利用可能な農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理が行われる区域については、一部は中山間直接支払制度の組織により定期的に実施できている。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規参入者、後継者、農地所有適格法人等へ農地の集積、集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズ等を踏まえ、農地耕作条件改善事業を活用し、農用地の大区画化、汎用化等のための基盤整備を実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者その他、新規参入者や後継者など地域内外から多様な経営体を確保するため、市や県、JAなどの関係機関と連携した相談体制を確立し、地域としてフォローアップしていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

多面的機能保全組合や中山間直接支払制度集落協定の組織が遊休農地の発生防止に努めており、今後も多様な組織と連携しながら、農作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】